

○奈良市支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準骨子（案）

項目	国の基準の方針案	条例への委任方法	本市の考え方
保育の必要量 (区分)	<p>時間の区分</p> <p>新制度においては、主にフルタイムの就労を想定した保育認定と、主にパートタイムの就労を想定した保育認定を行う。その際には、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、大括りな2区分とする。</p>	従うべき基準	国の方針どおり
	<p>保育標準時間</p> <ul style="list-style-type: none"> フルタイムの就労とそれに近い場合を想定。就労時間の下限は1週当たり30時間程度。 	従うべき基準	国の方針どおり
	<p>保育短時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 両方またはいずれかの保護者がパートタイムでの就労を想定。 	従うべき基準	国の方針どおり
	<p>就労以外に、保育標準時間、保育短時間の区分を設ける事由は、「親族の介護・看護」など。</p>	従うべき基準	国の方針どおり
	<p>事由が「妊娠、出産」「災害復旧」「虐待やDVの恐れがあること」は区分を設けない。保育標準時間を一区分とする。</p>	従うべき基準	国の方針どおり
保育必要量	<p>保育標準時間の枠</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日11時間までの利用に対応 1ヶ月当たり平均275時間(最大292～最低212時間)を基本とする。 	従うべき基準	国の方針どおり
	<p>保育短時間利用の枠</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日8時間までの利用に対応 1ヶ月当たり平均200時間(最大212時間)を基本とする。 	従うべき基準	国の方針どおり
	<p>短時間利用枠の「就労時間の下限」</p> <ul style="list-style-type: none"> 1ヶ月当たり平均48時間以上64時間以下の範囲で市が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。 「就労時間の下限」は保育の量的確保等に時間を要すること等を顧慮し、最大10年間程度の経過措置期間を設け対応する。 	従うべき基準	奈良市における保護者の就労実態（ニーズ調査）、奈良市の事業計画に基づく教育・保育給付提供体制のなかで保育の量的確保、及び現状の待機児童数を勘案して、96時間を「就労時間の下限」とし、経過期間を設けたうえで、国の方針（案）の「就労時間の下限」に則った時間の設定を目指していく。
	<p>現在、保育所に入所中の児童については、就労時間の下限時間に変更があっても、入所継続できる経過措置を講ずる。</p>	従うべき基準	国の方針どおり

項目	国の基準（府省令）	条例への委任方法	本市の考え方
優先利用	<p>待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法24条5項に基づく措置制度も併せて活用することとする。</p>	従うべき基準	国の方針どおり
	<p>①ひとり親家庭 ・母子及び寡婦福祉法第28条</p>	参酌すべき基準	国の方針どおり
	<p>②生活保護世帯 ・就労による自立支援につながる場合</p>	参酌すべき基準	国の方針どおり
	<p>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</p>	参酌すべき基準	国の方針どおり
	<p>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合 ・児童虐待の防止等に関する法律13条の2</p>	参酌すべき基準	国の方針どおり
	<p>⑤子どもが障がいをもつ場合</p>	参酌すべき基準	国の方針どおり
	<p>⑥育児休業明けの保育所等の利用を希望する場合 ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用し、施設等の利用を再度希望する場合 ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用し、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合 ・1歳時点まで育児休業を取得し復帰する場合</p>	参酌すべき基準	国の方針どおり
	<p>⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合</p>	参酌すべき基準	国の方針どおり
	<p>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ・連携施設に関する経過措置</p>	参酌すべき基準	国の方針どおり
	<p>⑨その他市が定める事由</p>	参酌すべき基準	国の方針どおり